介護保険料は、介護保険サービス等の提供に必要な費用の一部をみなさんにご負担 いただくものです。高齢化が進む中、介護サービスの充実や施設の整備等、諏訪圏域 の実状に合わせて見直しが行われます。

2019年度については、消費税率改定による軽減措置として、住民税非課 税世帯(第1~第3段階の方)の介護保険料額を変更します。第4~第14段階 の方の保険料額は、2018年度と変わりません。



2019年度の保険料は7月に確定となりますので、7月中旬に諏訪広域連合から届く通知にてご確認ください。

〔2019年度の介護保険料〕

住民税					保険料段階	2019年度	〔参考〕
杢	世帯	前年の合計所得金額*1など			(保険料率)	保険料年額	2018年度 保険料年額
■非課税	■非課税	老齢福祉年金受給者または 生活保護受給者			第1段階	22,470円	25,680円
		課税年金収入額の合計前年の合計所得金額と		80万円以下の方	(基準額×0.35)	22,7701	23,0001]
				80万円を超えて 120万円以下の方	第 2 段階 (基準額×0.575)	36,910円	41,730円
				120万円を超える方	第 3 段階 (基準額×0.675)	43,330円	44,940円
				80万円以下の方	第 4 段階 (基準額×0.90)	57,780円	同左
				80万円を超える方	第 5 段階 (基準額)	64,200円	同左
□ 課 税		前年の合計所得金額		80万円未満の方	第 6 段階 (基準額×1.05)	67,410円	同左
				80万円以上 125万円未満の方	第 7 段階 (基準額×1.10)	70,620円	同左
				125万円以上 200万円未満の方	第 8 段階 (基準額×1.35)	86,670円	同左
				200万円以上 300万円未満の方	第 9 段階 (基準額×1.60)	102,720円	同左
				300万円以上 400万円未満の方	第10段階 (基準額×1.70)	109,140円	同左
				400万円以上 600万円未満の方	第11段階 (基準額×1.90)	121,980円	同左
				600万円以上 1,000万円未満の方	第12段階 (基準額×2.05)	131,610円	同左
				1,000万円以上 1,500万円未満の方	第13段階 (基準額×2.20)	141,240円	同左
				1,500万円以上の方	第14段階 (基準額×2.35)	150,870円	同左

※1 合計所得金額:収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額の ことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除があ る場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用 います。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111 (内線126・127)